佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、佐賀県窯業技術センター及び工業技術センター（以下「技術センター」という。）において研修を受けようとする者（以下「研修生」という。）の研修及びこれに関する事務が円滑に行われるようにするため、研修生の服務及び研修事務の取扱いについて定めることとする。

（定義）

第２条　この要領で研修とは、技術センターの職員が試験研究を行って得られた知識をもって指導を行うことをいう。

２　研修生とは公共団体（以下「団体等」という。）の職員又は大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生をいう。

３　申請者とは、研修生を派遣しようとする団体等の所属長又は大学等の長若しくは主任教授をいう。

（申請）

第３条　申請者は、研修生受入申請書（様式第１号又は様式第２号）を派遣する日の１０日前までに技術センターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

（承認）

第４条　所長は、前条の申請書が提出されたときは、それを審査し、研修を受ける能力が十分あると認められる者について技術センターの業務に支障のない限り、当該研修の実施を承認することができる。

２　所長は、前項の承認をするときは、研修生受入承認書（様式第３号）により、申請者に通知する。

３　所長は、承認するにあたっては、１会計年度を超えない範囲内で研修期間を定めるものとする。

４　申請者は、研修期間が満了した日以降も当該研修の継続を希望するときは、研修期間の満了する１０日前までに研修期間延長申請書（様式第４号）を所長に提出しなければならない。

（研修生指導担当者）

第５条　研修生を受け入れた課又は部は、研修生指導担当者を定め、所長の承認を得る。

２　研修生指導担当者は研修生を指導するとともにその服務について監督しなければならない。

（研修生の服務）

第６条　研修生は、研修中においては、次の各号に定める事項を守らなければならない。

一　研修生は、所定の名札を受領し、所内において常に着用しなければならない。

二　研修生の勤務時間、服務等は、技術センター職員に準じて行わなければならない。

三　研修生は、常に研修生指導担当者の指示に従わなければならない。

四　研修生は、研修のため一時使用する技術センターの機械装置等の備品又は施設を毀損したときはその損害を弁償しなければならない。

（消耗物品等の持参）

第７条　研修生は、研修のため必要とする作業衣、消耗品等を技術センターに持参するものとする。

（技術センターの補償の免責）
第８条　研修生が研修中に受けた傷病について、技術センターは補償の責めを負わないものとする。
２　研修生は、災害傷害保険又はそれに準ずる保険に加入していなければならない。

（研修の中止）
第９条　所長は、技術センターの業務に支障が生じたとき、天災その他やむを得ない理由より研修の実施が困難になったとき又は申請者もしくは研修生がこの規定に違反したときは、当該研修を中止することができる。
２　申請者が、研修期間中やむを得ず研修の中止を希望するときは、その理由を記載した「研修中止届」（様式第５号）を１０日前までに、所長に提出しなければならない。

（研修の終了）
第１０条　研修生は、研修が終了したときは、研修結果報告書（様式第６号）によって所長に研修結果を報告しなければならない。

（成果の発表）
第１１条　研修によって得られた成果等について外部に発表するときは、あらかじめ研修成果外部発表承認申請書（様式第７号）により所長の承認を得なければならない。

（特許）
第１２条　研修によって得られた特許等の取扱いは、技術指導関連職務発明に関する取扱要領に基づくものとし、所長は、申請者との間で技術指導関連発明の取扱いに関する確認書を取り交わすものとする。

附　則
この要領は、平成３年８月９日から施行する。

附　則
この要領は、平成４年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２３年５月１０日から施行する。

附則
この要領は、令和３年６月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

研　修　生　受　入　申　請　書

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

申請者　住所
　　団体名　役職
氏名

　下記により貴技術センターにおいて研修を受けたいので、佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第３条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

１　申請者の事業内容

２　研修生の氏名及び職名

３　研修目的及び理由

４　研修の期間

５　研修に関する事務担当者所属、氏名、連絡先電話番号及びメールアドレス

６　加入している保険名

７　その他参考となる事項

※ ① 研修計画及び本人履歴書の書式、寸法は適宜とする。　② 保険名は「労働者災害補償保険」又はこれに準ずるものを記入すること。

様式第２号（第３条関係）

研　修　生　受　入　申　請　書

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

申請者　住所
大学等名　役職
氏名

下記により貴技術センターに学生を派遣したいので佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第３条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

１　研修項目

２　研修生の身分及び氏名

３　研修の期間

４　研修に関する事務担当者の所属、氏名、連絡先電話番号及びメールアドレス

５　加入している保険名

※　①　研修計画及び本人履歴書の様式、寸法等は適宜とする。
　　②　保険名は「学生教育研究災害傷害保険」又はこれに準ずるものを記入すること。

様式第３号（第４条関係）

研　修　生　受　入　承　認　書

年　　月　　日

団体、大学等名
役職
申請者氏名

佐賀県　　技術センター所長

　　年　　月　　日付け研修生派遣に係る申請については、佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第４条第２項の規定により承認します。

１　研修生の職名または身分及び氏名

２　研修目的

３　研修期間

４　配置部課名及び研修生指導担当者

様式第４号（第４条関係）

研　修　期　間　延　長　申　請　書

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

申請者　住所
団体、大学等名
役職
氏名

下記のとおり、佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第４条第４項の規定により研修生の研修期間の延長を申請します。

記

１　研修生の職名または身分及び氏名

２　研修目的

３　承認年月日及び期間

４　延長する理由

５　延長する期間

６　配置されている部課名及び研修生指導担当者

７　その他参考となるべき事項

様式第５号（第９条関係）

研　修　中　止　届

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

申請者　住所
団体、大学等名
役職
氏名

下記のとおり佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第９条第２項の規定により、　　年　　月　　日付けをもって研修の中止届を提出します。

記

１　研修生の職名または身分及び氏名

２　研修目的

３　承認年月日及び期間

４　中止する理由

５　配置されている部課名及び研修生指導担当者

６　その他参考となるべき事項

様式第６号（第１０条関係）

研　修　結　果　報　告　書

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

団体、大学等名
役職

申請者氏名

下記のとおり研修を終了しましたので、研修結果報告書を添えて報告します。

記

１　研修生の職名または身分及び氏名

２　研修目的

３　承認年月日及び期間

４　配置部課及び研修生指導担当者

５　その他参考となるべき事項

※　研修結果報告書は研修成果データ類、その他研修日誌等の内容のもので、書式、用紙の大きさは適宜とする。

様式第７号（第１１条関係）

研 修 成 果 外 部 発 表 承 認 申 請 書

年　　月　　日

佐賀県　　技術センター所長　様

申請者　住所

団体、大学等名

役職

氏名

下記のとおり、研修の成果について外部に発表したいので、佐賀県窯業技術センター及び工業技術センターにおける研修生受入れに関する取扱要領第１１条に基づき、申請します。

記

１　研修生の職名または身分及び氏名

２　研修目的

３　承認年月日及び期間

４　配置部課及び研修生指導担当者

５　発表題目

６　発表者氏名

７　発表のタイトル及び内容

８　発表方法

（１）口頭またはポスター発表（会等の名称、発表場所及び発表予定日）

（２）誌上発表（誌名及び投稿予定日）

９　発表期日

※　上記７は別紙としてよい。